

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年2月21日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第2号

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（企業長が定める職員を除く。）についても、同様とする。	(期末手当) 第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、 <u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、</u> 又は死亡した職員（企業長が定める職員を除く。）についても、同様とする。
(勤勉手当) 第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（企業長が定める職員を除く。）についても、同様とする。	(勤勉手当) 第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、 <u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、</u> 又は死亡した職員（企業長が定める職員を除く。）についても、同様とする。
(退職手当) 第19条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者 (3) (略)	(退職手当) 第19条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（ <u>同法第16条第1号に該当する場合を除く。</u> ）をした者 (3) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、令和元年12月14日から適用する。